

食安発0107第5号

平成25年1月7日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

韓国向けに輸出される冷凍魚類頭部等の取扱いについては、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成23年6月7日付け食安発0607第1号。）の別紙「韓国向け輸出水産食品取扱要領」（以下「本要領」という。）に基づき取り扱っているところですが、

今般、本要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、下記の事項に留意の上、貴管下関係営業者等への指導方よろしくお願いします。

記

1 改正の要旨

- （1）施設登録手続及び衛生証明書の発行手続については、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）において行っているが、今後は厚生労働省地方厚生局（以下「地方厚生局」という。）において行うこととした。
- （2）地方厚生局による登録施設の監視を実施することとした。

2 運用期日

- （1）本要領に基づく施設登録及び衛生証明書の発行は、平成25年2月1日から地方厚生局において実施する。なお、衛生証明書の発行については、移行期間として平成25年3月31日までの期間、監視安全課においても発行することとする。
- （2）平成25年2月1日以降、本要領に基づく登録施設の監視に当たっては、地方厚生局から対象施設に対し事前に連絡を行うこととする。

韓国向け輸出水産食品の取扱要領新旧対照表

| 改定後 | 現行 |
|---|--|
| <p>別紙 韓国向け輸出水産食品取扱要領</p> <p>1. 目的 本要領は、韓国に輸出される<u>冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓</u>（以下「冷凍魚類頭部等」という。）について、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められていることから、これらの手続及びその他必要な事項を定めるものである。</p> <p>2. 定義 (1) <u>冷凍食用鮮魚類頭部</u>とは、食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）から分離された頭部（カマを含む。）の可食部（カマ、あご、ほほ等）及びタラ（<i>Gadus morhua</i>, <i>Gadus ogac</i>, <i>Gadus macrocephalus</i>）、ニュージーランドヘイク（<i>Merluccius australis</i>）、マグロ類の頭部に胸ビレと腹ビレが付いている状態で切断された部位を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。 (2) <u>冷凍食用鮮魚介類内臓</u>とは、分離された食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）の卵巣、スケソウダラの腸、白子、イカの卵包腺等を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。</p> <p>3. 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等の要件 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等は、次の要件に適合すること。 (1) 世界関税機構（WCO）の国際統一商品分類のうち、<u>冷凍食用鮮魚類頭部</u>：HS 0303 及び<u>冷凍食用鮮魚介類内臓</u>（フグを除く。）：HS 0303、HS 0306、HS 0307 に該当すること。 (2) 食品として衛生的に取り扱われた冷凍魚類頭部等であること。 (3) <u>食品添加物等他の物質を使用していないこと。</u> (4) <u>韓国政府が定める食品の基準及び規格（別添1）</u>に適合していること。</p> | <p>別紙 韓国向け輸出水産食品取扱要領</p> <p>1. 目的 本要領は、韓国に輸出される<u>冷凍食用魚類頭部及び冷凍食用魚類内臓</u>（以下「冷凍魚類頭部等」という。）について、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められていることから、これらの手続及びその他必要な事項を定めるものである。</p> <p>2. 定義 (1) <u>冷凍食用魚類頭部</u>とは、食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）から分離された頭部（カマを含む。）の可食部（カマ、あご、ほほ等）及びタラ（<i>Gadus morhua</i>, <i>Gadus ogac</i>, <i>Gadus macrocephalus</i>）、ニュージーランドヘイク（<i>Merluccius australis</i>）、マグロ類の頭部に胸ビレと腹ビレが付いている状態で切断された部位を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。 (2) <u>冷凍食用魚類内臓</u>とは、分離された食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）の卵巣、スケソウダラの腸、白子、イカの卵包腺等を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。</p> <p>3. 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等の要件 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等は、次の要件に適合すること。 (1) 世界関税機構（WCO）の国際統一商品分類のうち、<u>冷凍食用魚類頭部</u>：HS 0303 及び<u>冷凍食用魚類内臓</u>（フグを除く。）：HS 0303、HS 0306、HS 0307 に該当するもの。 (2) 食品として衛生的に取り扱われた冷凍魚類頭部等であること。 (3) <u>韓国政府が定める食品の基準及び規格に適合していること。</u></p> |

4. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録の要件

韓国向け輸出冷凍魚類頭部等を最終的に処理（国内で処理を行わない場合にあつては保管をいう。以下同じ。）する施設は、次のいずれかの要件に適合すること。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 52 条の営業許可を有すること。
- (2) 条例による食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っていること。

削除

5. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録手続等

- (1) 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等を最終的に処理する者（以下「施設登録者」という。）は、4に掲げる要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式 1 により、当該施設がある地域を所管する地方厚生局（以下「地方厚生局」という。）に申請する。
- (2) 地方厚生局は、（1）の申請を受理したときは、4に掲げる要件を満たしていることを確認した後、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）に対して、別に定める報告様式により当該施設の登録の報告を行うとともに、別紙様式 2 により申請を受けた施設を管轄する都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）衛生部局に情報提供を行う。
- (3) 登録の報告を受理した監視安全課は、韓国政府に当該施設の登録を要請する。
- (4) 監視安全課が韓国政府から登録完了の報告を受けた後、厚生労働省のホームページ上で施設登録リストを公表した時点をもって、当該施設を本要領に基づき登録された施設（以下「登録施設」という。）として取り扱うものとする。

4. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録の要件

韓国向け輸出冷凍魚類頭部等を最終的に処理（国内で処理を行わない場合にあつては保管をいう。以下同じ。）する施設は、次のいずれかの要件に適合すること。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 52 条の営業許可を有すること。
- (2) 条例による食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っていること。
- (3) 法第 30 条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能（食品衛生監視票の場合、採点成績が年間平均 90 点以上）であること。

5. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録手続等

- (1) 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等を最終的に処理する者（以下「施設登録者」という。）は、4に掲げる要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式 1 により、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長（以下「監視安全課」という。）に申請する。
- (2) 監視安全課は、（1）の申請を受理したときは、4に掲げる要件を満たしていることを確認し、韓国政府に当該施設の登録を要請するとともに、別紙様式 2 により申請を受けた施設を管轄する都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）衛生部局に情報提供を行う。
- (3) 監視安全課が韓国政府から登録完了の報告を受けた後、厚生労働省のホームページ上で施設登録リストを公表した時点をもって、当該施設を本要領に基づき登録された施設（以下「登録施設」という。）として取り扱うものとする。

| | |
|---|---|
| <p>(5) 施設登録者は、韓国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、<u>韓国政府が定める食品の基準及び規格（別添1）を満たしていることを確認すること。また、魚類頭及びその他の加工施設に関する衛生管理基準（別添2）に基づき韓国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努める。</u></p> <p>6. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の登録施設に関する登録事項の変更 (1) 施設登録者は、<u>登録事項の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式3により、地方厚生局に申請する。</u> なお、変更の場合にあつては、変更内容が確認できる書類を添付する。 (2) 施設登録者は、<u>4に掲げる要件に適合しなくなった場合は、速やかに地方厚生局に取消しの申請を行うこと。</u> (3) 地方厚生局及び監視安全課は、<u>5（2）～（4）に準じて手続を行う。</u></p> <p>7. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の登録施設の登録の取消し 以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課は登録施設の登録を取り消すことができる。 (1) 登録施設が4. の要件に合致しないことが判明したとき。 (2) 施設登録者又は当該登録施設と関係のある者が本要領に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。 (3) その他相当の理由があると認められるとき。</p> <p>8. 証明書の発行手続 (1) 輸出者は、<u>輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式4（添付書類を含む。）及び別紙様式5（I. について記入したもの）を輸出日から起算して地方厚生局の7開庁日前までを目途に提出し、証明書の発行を申請する。なお、別紙様式5のコンテナ番号及びシール番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。</u></p> | <p>(4) 施設登録者は、韓国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、韓国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努める。</p> <p>6. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の登録施設に関する登録事項の変更 (1) 施設登録者は、<u>登録の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式3により、監視安全課に申請する。</u> なお、変更の場合にあつては、変更内容が確認できる書類を添付する。 (2) 監視安全課は、<u>5（2）及び（3）に準じて手続を行う。</u></p> <p>7. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の登録施設の登録の取消し 以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課は登録施設の登録を取り消すことができる。 (1) 登録施設が4. の要件に合致しないことが判明したとき。 (2) 施設登録者又は当該登録施設と関係のある者が本要領に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。 (3) その他相当の理由があると認められるとき。</p> <p>8. 証明書の発行手続 (1) 輸出者は、<u>監視安全課に、別紙様式4に別紙様式5（I. を記入したもの）を提出して、証明書の発行を申請する。</u></p> |
|---|---|

(2) 地方厚生局は、当該食品が登録施設で処理され、韓国向けに輸出する条件を満たしていると認められる場合には、発行番号を付して証明書を発行する。なお、発行番号の上2桁は地方厚生局略号（北海道厚生局：HK、東北厚生局：TK、関東信越厚生局：KS、東海北陸厚生局：TH、近畿厚生局：KK、中国四国厚生局：CS、九州厚生局：KY）、次の2桁は西暦の下2桁（年度）、5桁目以降に発行番号を0001から付すこと。（例：HK120001）

(3) 地方厚生局は、本要領に基づく証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

(4) 地方厚生局は、証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。

(5) 地方厚生局は、前年度の証明書発行件数について、新年度の4月末日までに監視安全課あて報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

(6) 海外に在住する者が申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ地方厚生局に提出することで、当該代理人が申請を行うことができる。

9. 施設の監視

地方厚生局は、証明書発行実績等を考慮し、必要に応じ輸出水産食品検査担当官を派遣し、監視等を実施すること。

(1) 監視内容

韓国向け輸出水産食品取扱施設点検表（別添3）の内容に即して、監視を実施し、監視結果について施設に通知すること。監視の結果、点検項目について適合しない項目があった場合は、改善指導を実施し、必要に応じ衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

(2) 監視実施状況の報告

地方厚生局は、前年度に実施した（1）の監視実施状況について、新年度の4月末日までに監視安全課あて報告すること。なお、監視実績がない場合もその旨報告すること。

(2) 監視安全課は、当該食品が登録施設で処理され、韓国向けに輸出する条件を満たしていると認められる場合には、証明書を発行する。

(3) 監視安全課は、本要領に基づく証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

(4) 監視安全課は、証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。

(5) 海外に在住する者が申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ監視安全課に提出することで、当該代理人が申請を行うことができる。

10. その他

- (1) 輸出者は、証明書を要する冷凍魚類頭部等に該当するか等判断が困難な場合にあつては、事前に地方厚生局に確認をすること。
- (2) 輸出者は、韓国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により韓国政府が定める食品の基準及び規格（別添1）を満たしていることを確認し、韓国向け輸出冷凍魚類頭部等に関する自主的な衛生管理に努めること。
- (3) 韓国からの違反連絡等により、輸出冷凍魚類頭部等の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、地方厚生局は、必要に応じ、関連の登録施設を管轄する都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、地方厚生局の調査等に対して協力をを行うこと。
- (4) 施設登録者は、韓国の農林水産食品部（M I F A F F）の現地査察に対して協力をを行うこと。
- (5) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県水産部局の指示に従うこと。
- (6) 施設登録及び証明書の発行に係る申請先は、以下のとおり。

【申請先】

○北海道の施設

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1
北海道厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の施設

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20
東北厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の施設

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の施設

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1
東海北陸厚生局健康福祉部食品衛生課あて

9. その他

- (1) 輸出者は、証明書を要する冷凍魚類頭部等に該当するか等判断が困難な場合にあつては、事前に韓国政府に確認をすること。
- (2) 輸出者は、韓国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により別添に示す韓国の検査基準を満たしていることを確認し、韓国向け輸出冷凍魚類頭部等に関する自主的な衛生管理に努めること。
- (3) 韓国からの違反連絡等により、輸出冷凍魚類頭部等の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、監視安全課は、必要に応じ、関連の登録施設を管轄する都道府県等衛生部局に調査協力を求め、都道府県等衛生部局は当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局の調査等に対して協力をを行うこと。
- (4) 施設登録者は、韓国の農林水産食品部（M I F A F F）の現地査察に対して協力をを行うこと。
- (5) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県水産部局の指示に従うこと。
- (6) 施設登録及び証明書の発行に係る申請先は、以下のとおり。

【申請先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課水産安全係あて

○福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の施設

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22

近畿厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の施設

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18

中国四国厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の施設

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7

九州厚生局健康福祉部食品衛生課あて

(別添 1)

○韓国政府が定める食品の基準及び規格

水産物の種類

冷凍食用鮮魚類頭部

冷凍食用鮮魚介類内蔵

表省略。(なお、各項目基準に「以下」を追加。また、放射性物質の基準削除。)

(別添 2)

魚類頭及びその他の加工施設に関する衛生管理基準
省略。

(別添 3)

韓国向け輸出水産食品取扱施設点検表
省略。

(別添)

○韓国政府が定める食品の基準及び規格

水産物の種類

冷凍食用魚類頭部

冷凍食用魚類内蔵

表省略。

(別紙様式1)

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

申請者

住所

氏名

印

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

韓国向け輸出水産食品取扱施設登録確認申請書

下記の施設について、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。

なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。

記

1. 施設の名称、所在地及び取扱品目表省略。

2. 施設の情報表中

- ・食品衛生法に基づく営業許可を有する施設
- ・条例による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設

削除

(別紙様式1)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長 殿

申請者

住所

氏名

印

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

韓国向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。

なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。

記

1. 施設の名称、所在地及び取扱品目表省略。

2. 施設の情報表中

- ・食品衛生法に基づく営業許可を有する施設
- ・条例による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設
- ・食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設

(別紙様式2)

事務連絡
年 月 日

都道府県
保健所設置市 衛生主管課 御中
特別区

〇〇厚生局健康福祉部食品衛生課

韓国向け輸出水産食品取扱施設登録 (変更又は取消し)
に関する情報提供

「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付
け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基
づき、貴部(局)が所管する施設の施設登録(変更又は取消し)確認申
請を受理しましたので情報提供いたします。

なお、登録施設としての取扱いは、厚生労働省のホームページ上で施
設登録リストを公表した時点からとなります。

下記施設の監視指導に当たり、特段の御配慮をお願いするとともに、
施設の廃止や違反等があった場合には、速やかに当課あて連絡するよう
お願いします。

記

韓国向け輸出水産食品登録施設登録確認済み施設リスト

表省略。

(別紙様式2)

年 月 日

都道府県
保健所設置市 衛生主管部(局) 御中
特別区

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

韓国向け輸出水産食品施設登録(変更又は取消し)に関する情報提供

「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付
け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基
づき、貴部(局)が所管する施設の施設登録(変更又は取消し)確認申
請を受理しましたので情報提供いたします。

下記施設の監視指導にあたり、特段の御配慮をお願いするとともに、
施設の廃止や違反等があった場合には、速やかに当課あて連絡するよう
お願いします。

記

韓国向け輸出水産食品登録施設登録確認済み施設リスト

表省略。

| | |
|--|---|
| <p>(別紙様式 3)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〇〇厚生局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印 (法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>韓国向け輸出水産食品<u>取扱</u>施設登録事項の変更(取消し) 確認申請書</p> <p>「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、下記登録施設の登録事項の変更(取消し)について、関係書類を添えて申請します。</p> <p>なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録施設 2 登録施設の名称及び所在地 3 変更事項 (日本語) (英語) <p>(申請の記載等に関する注意事項) 変更にあつては、変更内容が確認できる書類を添付すること。(例：変更後、新たに取得した営業許可証の写し等)</p> | <p>(別紙様式 3)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>厚生労働省医薬食品局</u> <u>食品安全部監視安全課長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印 (法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>韓国向け輸出水産食品施設登録事項の変更(取消し) 確認申請書</p> <p>「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、下記登録施設の登録事項の変更(取消し)について、関係書類を添えて申請します。</p> <p>なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録施設 2 登録施設の名称及び所在地 3 変更事項 (日本語) (英語) <p>(申請の記載等に関する注意事項) 変更にあつては、変更内容が確認できる書類を添付すること。(例：変更後、新たに取得した営業許可証の写し等)</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>(別紙様式 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇厚生局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印 (法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">衛生証明書発行申請書</p> <p>「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、下記輸出水産物の衛生証明書の発行を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>省略。</p> <p>(別紙様式 5)</p> <p>省略。(なお、署名者所属部署名を変更し、各地方厚生局に対応した様式とする。)</p> <p>SIGNATURE(署名): <u>Food Sanitation Division</u> <u>Department of Health and Welfare</u> <u>〇〇 Regional Bureau of Health and Welfare</u> Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan</p> | <p>(別紙様式 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>厚生労働省医薬食品局</u> <u>食品安全部監視安全課長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印 (法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">衛生証明書発行申請書</p> <p>「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、下記輸出水産物の衛生証明書の発行を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>省略。</p> <p>(別紙様式 5)</p> <p>省略。</p> <p>SIGNATURE(署名): <u>Inspection and Safety Division</u> <u>Department of Food Safety</u> Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan</p> |
|---|--|

韓国向け輸出水産食品取扱要領

1. 目的

本要領は、韓国に輸出される冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓（以下「冷凍魚類頭部等」という。）について、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められていることから、これらの手続及びその他必要な事項を定めるものである。

2. 定義

- (1) 冷凍食用鮮魚類頭部とは、食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）から分離された頭部（カマを含む。）の可食部（カマ、あご、ほほ等）及びタラ（*Gadus morhua*, *Gadus ogac*, *Gadus macrocephalus*）、ニュージーランドヘイク（*Merluccius australis*）、マグロ類の頭部に胸ビレと腹ビレが付いている状態で切断された部位を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。
- (2) 冷凍食用鮮魚介類内臓とは、分離された食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）の卵巣、スケソウダラの腸、白子、イカの卵包腺等を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。

3. 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等の要件

韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等は、次の要件に適合すること。

- (1) 世界関税機構（WCO）の国際統一商品分類のうち、冷凍食用鮮魚類頭部：HS 0303及び冷凍食用鮮魚介類内臓（フグを除く。）：HS 0303、HS 0306、HS 0307に該当すること。
- (2) 食品として衛生的に取り扱われた冷凍魚類頭部等であること。
- (3) 食品添加物等他の物質を使用していないこと。
- (4) 韓国政府が定める食品の基準及び規格（別添1）に適合していること。

4. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録の要件

韓国向け輸出冷凍魚類頭部等を最終的に処理（国内で処理を行わない場合にあっては保管をいう。以下同じ。）する施設は、次のいずれかの要件に適合すること。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条の営業許可を有すること。
- (2) 条例による食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を

行っていること。

5. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録手続等

- (1) 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等を最終的に処理する者（以下「施設登録者」という。）は、4に掲げる要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により、当該施設がある地域を所管する地方厚生局（以下「地方厚生局」という。）に申請する。
- (2) 地方厚生局は、(1)の申請を受理したときは、4に掲げる要件を満たしていることを確認した後、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）に対して、別に定める報告様式により当該施設の登録の報告を行うとともに、別紙様式2により申請を受けた施設を管轄する都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）衛生部局に情報提供を行う。
- (3) 登録の報告を受理した監視安全課は、韓国政府に当該施設の登録を要請する。
- (4) 監視安全課が韓国政府から登録完了の報告を受けた後、厚生労働省のホームページ上で施設登録リストを公表した時点をもって、当該施設を本要領に基づき登録された施設（以下「登録施設」という。）として取り扱うものとする。
- (5) 施設登録者は、韓国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、韓国政府が定める食品の基準及び規格（別添1）を満たしていることを確認すること。また、魚類頭及びその他の加工施設に関する衛生管理基準（別添2）に基づき韓国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努める。

6. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の登録施設に関する登録事項の変更

- (1) 施設登録者は、登録事項の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式3により、地方厚生局に申請する。
なお、変更の場合にあつては、変更内容が確認できる書類を添付する。
- (2) 施設登録者は、4に掲げる要件に適合しなくなった場合は、速やかに地方厚生局に取消しの申請を行うこと。
- (3) 地方厚生局及び監視安全課は、5(2)～(4)に準じて手続を行う。

7. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、地方厚生局及び監視安全課は登録施設の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録施設が4. の要件に合致しないことが判明したとき。
- (2) 施設登録者又は当該登録施設と関係のある者が本要領に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。
- (3) その他相当の理由があると認められるとき。

8. 証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式4（添付書類を含む。）及び別紙様式5（I. について記入したもの）を輸出日から起算して地方厚生局の7開庁日前までを目途に提出し、証明書の発行を申請する。なお、別紙様式5のコンテナ番号及びシール番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態に提出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。
- (2) 地方厚生局は、当該食品が登録施設で処理され、韓国向けに輸出する条件を満たしていると認められる場合には、発行番号を付して証明書を発行する。なお、発行番号の上2桁は地方厚生局略号（北海道厚生局：HK、東北厚生局：TK、関東信越厚生局：KS、東海北陸厚生局：TH、近畿厚生局：KK、中国四国厚生局：CS、九州厚生局：KY）、次の2桁は西暦の下2桁（年度）、5桁目以降に発行番号を0001から付すこと。（例：HK120001）
- (3) 地方厚生局は、本要領に基づく証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 地方厚生局は、証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。
- (5) 地方厚生局は、前年度の証明書発行件数について、新年度の4月末日までに監視安全課あて報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。
- (6) 海外に在住する者が申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ地方厚生局に提出することで、当該代理人が申請を行うことができる。

9. 施設の監視

地方厚生局は、証明書発行実績等を考慮し、必要に応じ輸出水産食品検査担当官を派遣し、監視等を実施すること。

(1) 監視内容

韓国向け輸出水産食品取扱施設点検表（別添3）の内容に即して、監視

を実施し、監視結果について施設に通知すること。監視の結果、点検項目について適合しない項目があった場合は、改善指導を実施し、必要に応じ衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

(2) 監視実施状況の報告

地方厚生局は、前年度に実施した(1)の監視実施状況について、新年度の4月末日までに監視安全課あて報告すること。なお、監視実績がない場合もその旨報告すること。

10. その他

(1) 輸出者は、証明書を要する冷凍魚類頭部等に該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前に地方厚生局に確認をすること。

(2) 輸出者は、韓国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により韓国政府が定める食品の基準及び規格(別添1)を満たしていることを確認し、韓国向け輸出冷凍魚類頭部等に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) 韓国からの違反連絡等により、輸出冷凍魚類頭部等の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、地方厚生局は、必要に応じ、関連の登録施設を管轄する都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、地方厚生局の調査等に対して協力を行うこと。

(4) 施設登録者は、韓国の農林水産食品部(M I F A F F)の現地査察に対して協力を行うこと。

(5) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県水産部局の指示に従うこと。

(6) 施設登録及び証明書の発行に係る申請先は、以下のとおり。

【申請先】

○北海道の施設

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1
北海道厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の施設

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20
東北厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の施設

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の施設
〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1
東海北陸厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の施設
〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22
近畿厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県の施設
〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18
中国四国厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県の施設
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州厚生局健康福祉部食品衛生課あて

○韓国政府が定める食品の基準及び規格

| 水産物の種類 | 検査項目 | | | | | | | |
|----------------|---------|------------------|--------------------|----------------|--------------------|-----|---------------|--------------------|
| | 官能検査 | 重金属 | | | | 大腸菌 | 細菌数 (/g以下) | ヒスタミン (mg/kg以下) |
| | | 総水銀 (mg/kg以下) | メチル水銀 (mg/kg以下) | 鉛 (mg/kg以下) | カドミウム (mg/kg以下) | | | |
| 冷凍食用鮮魚類頭部 注1) | 異常がないこと | 0.5 注3) | 1.0 注4) | 0.5 | / | 陰性 | 1,000,000 | 200 注7) |
| 冷凍食用鮮魚介類内蔵 注2) | 異常がないこと | 0.5 注3) | 1.0 注4) | 0.5 注5) | 2.0 注6) | 陰性 | 1,000,000 | / |

注1) 食用可能なすべての魚種(フグ類を除く。)から分離された頭部(カマを含む)の可食部(カマ、あご、ほほ等)及びタラ(*Gadus morhua*, *Gadus ogac*, *Gadus macrocephalus*)、ニュージーランドヘイク(*Merluccius australis*)、マグロ類の頭部に胸ビレと腹ビレが付いている状態で切断された部位を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。

注2) 分離された食用可能なすべての魚種(フグ類を除く)の卵巣、スケソウダラの腸、白子、イカの卵包腺等を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。

注3) 深海性魚類、マグロ類及びホッケ類は除く。

注4) 深海性魚類、マグロ類及びホッケ類に限る。

注5) 軟体類は、2.0mg/kg以下。

注6) 軟体類に限る。

注7) マグロ類に限る。

魚類頭及びその他の加工施設に関する衛生管理基準

1. 原料及びその他の衛生管理基準

- 1) 原料、コンテナ及び包装に関して、必要に応じて現地査察を行うか、若しくは、納入業者が確認した試験成績書が施設に保管されていないといけない。
- 2) 原料、コンテナ及び包装は、清潔で衛生的な方法で保管及び管理されなければならない。

2. 施設の衛生管理基準

- 1) 施設は、家畜廃水、化学物質及びその他の汚染物質を含む汚染源から特定の距離を話して維持されるか、又は施設と製品を汚染から防ぐ方法を確保しなければならない。
- 2) 施設は、悪臭、有害ガス、排気ガス及び蒸気を排出するための十分な通気装置を装備されなければならない。
- 3) 作業場は、食品を汚染する可能性がある場所から効果的に隔離（壁、又は別々の隔離した床面で）しなければならない。
- 4) 原料処理室、製造・処理室、充填・包装室は隔離又は分離（スクリーン、カーテン等で分離）されるべきである。自動機器又は製品の特別な特性のために隔離が必要ではないと考える場合に限り、線又は紐によって隔離又は分離することが検討される。
- 5) 施設は、施設と製品が汚染されるのを防ぐために、適切な下水システム装備しなければならない。もし、施設及び製品の特別な特性により水の下水が必要でなければ、それを免除することができる。
- 6) 床、壁及び天井は、簡単に清掃することができる防水材でなければならない。
- 7) 施設は、入り口、窓、換気装置及び排水路にネズミ、害虫及び塵を阻止する機材を設置しなければならない。
- 8) 食品処理装置に関して、実際に食品に接触する部分は、洗浄、消毒、殺菌できるよう、防水材（ステンレス鋼・アルミニウム・テフロンその他）でなければならない。
- 9) 冷凍・冷蔵施設及び加熱装置は、適切な温度を維持・管理するために温度計測器が設置されなければならない。
- 10) 洗面所は、汚染を防止するために水洗トイレの設置する建築又は浄化槽を備えており、さらに、床及び内部の壁（最低1.5メートル）は、清潔に管理できるように防水材でなければならない。
- 11) 洗面所は、従業員が衛生上の処置のために彼らの手を洗浄するために、洗面台を設置しなければならない。
- 12) 異物除去装置（金属探知機など）は、設置及び維持管理されなければならない（必要に応じて）。
- 13) 食品を取り扱う原料保管庫、製造加工室、包装室は、衛生的に管理されなければならない。

3. 従業員の衛生管理基準

- 1) 食品の処理、加工、調理又は包装に直接関わる従業員は、衛生帽、衛生的な作業着、及び衛生的な作業靴を着用し、公衆衛生上影響を及ぼす指輪のような個人的な装飾品は外さなければならない。
- 2) 敷地に入るときは、従業員は衛生管理基準に従わなければならない（手洗い、殺菌、及び異物除去など）。
- 3) 化膿性炎及び下痢のような伝染病の作業従事者は、食品を取り扱ってはならない。

4. 製造及び加工の衛生管理基準

- 1) 食品の製造、処理、及び調理に直接使用される機械、器具及び調理材料は使用後洗浄、殺菌し、常に清潔に保たれなければならない。
- 2) 食品などは、処理されている間は、微生物の増殖を極力抑え、かつ汚染を防ぐように取り扱わなければならない。
- 3) 廃棄物を処理する装置は、浸出液及び臭いがそこから漏れないよう封をしなければならない。
- 4) 食品の製造又は加工に直接又は装置、器具、コンテナの表面、若しくは手洗いに使用する水は、飲用に適する水でなければならない。
- 5) 原料及び最終製品は、冷凍、冷蔵又は製品の特性によっては室温で保管及び輸送されなければならない。

5. 最終製品の安全性に関する管理基準

- 1) 最終製品は、輸出国の基準及び規格について定期的に検査され、検査結果は、記録し、製品の賞味期限後、1年間保管されなければならない。
- 2) 最終製品は、病原性微生物によって汚染されないよう保管されなければならない。
- 3) 食品の安全性危害の通報を受けたときは、有害物質を含む若しくは、有害物質を含むかもしれない原料及び包装について、その有害物質の検査を実施しなければならない。

韓国向け輸出水産食品取扱施設点検表

1. 施設点検基準

点検日： 年 月 日

| | | | |
|---------------------|--|---------|---------------------|
| 施設名 | | 登録番号 | |
| 営業者氏名 | | | |
| 施設所在地 | | | |
| 取扱品目 | | 点検日製造品目 | |
| No. | 衛生管理基準に関する点検事項 | | O/X (O:適合 X:不適合) |
| 施設の構造 | | | |
| 1 | 施設は外部から、また、食品を汚染する可能性がある場所から、壁等により遮断された構造か。 | | |
| 2 | 原料処理室、処理（製造・加工）室、包装室は隔離又は分離（スクリーン・カーテン等）されているか。（機器又は製品の特性上隔離が必要ない場合はこの限りではない。） | | |
| 3 | 床、壁、天井は清掃しやすい構造・材質（防水材）か。また、適切に排水可能か。 | | |
| 4 | 処理施設内に手洗い設備及びその他の洗浄設備があるか。 | | |
| 5 | トイレには手洗い設備があるか。 | | |
| 食品取扱設備・管理運営等 | | | |
| 6 | 冷蔵・冷凍装置には、適切な温度を維持・管理するための温度計測機が設置されているか。 | | |
| 7 | 機材、器具の食品接触部分は防水材（ステンレス、アルミニウム、テフロンその他）か。また、適切に洗浄・殺菌がなされ清潔に保たれているか。 | | |
| 8 | 処理に使用する水（氷）は、衛生的な水であるか。（飲用適の水、殺菌した海水、飲用適の水を使用した人口海水等） | | |
| 9 | そ族・昆虫対策（駆除を含む）を講じているか。 | | |
| 10 | 廃棄物は、浸出液及び臭いの漏出防止等適切に処理されているか。また、適切に保管されているか。 | | |
| 11 | 原材料、包装、最終製品は衛生的に保管されているか。 | | |
| 12 | 原材料、包装等の試験成績書が保管されているか。 | | |
| 13 | 最終製品は、韓国政府が定める食品の基準及び規格に基づき定期的に検査され、その検査結果が製品の賞味期限後1年間保管されているか。 | | |
| 従業員の衛生管理 | | | |
| 14 | 食品取扱者は衛生的な服装等をしているか。 （衛生的な帽子・作業着・作業靴の着用。指輪等の装飾品の取り外し等） | | |
| 15 | 化膿性炎、下痢・腹痛等の感染症の症状を有する食品取扱者を把握し、適切な措置を講じているか。 | | |
| 16 | 食品取扱者の手洗い、手指消毒及びトイレ施設の維持管理が適切に実施されているか。 | | |
| 厚生局名 | | | |
| 点検者氏名 | | | |

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

申請者
住所

氏名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

韓国向け輸出水産食品取扱施設登録確認申請書

下記の施設について、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。

なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。

記

1. 施設の名称、所在地及び取扱品目

| | 施設の名称 | 施設の所在地 | 取扱品目 | 備考 |
|-----|-------|--------|------|----|
| 日本語 | | | | |
| 英語 | | | | |

2. 施設の情報

| | 該当の有無※ | 登録番号等※※ |
|---------------------------------|--------|---------|
| 食品衛生法に基づく営業許可を有する施設 | | |
| 条例による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設 | | |

※登録申請施設が該当するものに「○」を付けること。

※※許可証等の写しを添付すること。

事 務 連 絡
年 月 日

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市 衛生主管課 御中
特 別 区

〇〇厚生局健康福祉部食品衛生課

韓国向け輸出水産食品取扱施設登録（変更又は取消し）に関する情報提供

「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、貴部（局）が所管する施設の施設登録（変更又は取消し）確認申請を受理しましたので情報提供いたします。

なお、登録施設としての取扱いは、厚生労働省のホームページ上で施設登録リストを公表した時点からとなります。

下記施設の監視指導にあたり、特段のご配慮をお願いするとともに、施設の廃止や違反等があった場合には、速やかに当課あて連絡するようお願いいたします。

記

韓国向け輸出水産食品登録施設登録確認済み施設リスト

| | 施設の名称 | 施設の所在地 | 取扱品目 | 備考 |
|-----|-------|--------|------|----|
| 日本語 | | | | |
| 英語 | | | | |

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

申請者
住所

氏名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

韓国向け輸出水産食品取扱施設登録事項の変更(取消し)確認申請書

「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、下記登録施設の登録事項の変更(取消し)について、関係書類を添えて申請します。
なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。

記

1. 登録施設
2. 登録施設の名称及び所在地
3. 変更事項
(日本語)

(英語)

(申請の記載等に関する注意事項)

変更にあつては、変更内容が確認できる書類を添付すること。(例: 変更後、新たに取得した営業許可証の写し等)

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

申請者
住所

氏名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成23年6月7日付け食安発0607第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、下記輸出水産物の衛生証明書の発行を申請します。

記

1. 製品の詳細

① 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所:

.....
.....

② 輸入者(荷受人:韓国の輸入者)の名前及び住所:

.....
.....

③ 品名(産地):

.....
.....

④ 数量及びネットウェイト(kg):

.....

⑤ 登録施設名(登録番号)及び住所:

.....
.....

⑥ 出発港:

.....

⑦ 到着港:

.....

⑧ 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名):

.....

⑨ 輸出年月日:

.....

⑩ 生産年月日:

.....
.....

2. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 輸出者は、製造者と密に連絡をとり、本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないことを確認する。
- (4) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (5) 証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (6) 韓国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている登録施設由来の水産食品であること。
 - ② 韓国の検査基準に適合することを確認していること。
 - ③ 衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
 - ④ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること。
2. 「品名」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
3. 生産年月日が複数存在する場合は、全てを記載すること。なお、連続する生産年月日については、○月○日から△月△日までと記載しても差し支えない。
4. 衛生証明書発行申請書の記載内容が確認出来る関係書類（インボイスの写し、パッキング・リストの写し、船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し等）を添付すること。
5. 当該貨物が輸入品の場合にあっては、食品等輸入届出（写し）を添付すること。



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY (HEALTH) CERTIFICATE (위생증명서 : 衛生証明書)

Serial No(발행번호 : 発行番号) : _____

I. Details identifying the fishery products (화물의 상세)

Name and Address of Consignor : _____

(선적자 성명 및 주소 : 輸出者の名称及び住所)

Name and Address of Consignee : _____

(수하인 성명 및 주소 : 輸入者の名称及び住所)

Description of Goods(HS Code) : _____

(제품명/HS 코드 : 製品の名称等 (HS 코드))

Weight Declared : _____

(신고수량 : 届出重量)

Number and Type of Packages : _____

(포장 개수 및 형태 : 届出数量及び包装形態)

Container No. : _____

(컨테이너 번호 : 컨テナ番号)

Seal No. : _____

(봉인번호 : シール番号)

Name, Address and Approval No. of the Establishment Approved : _____

(등록공장 명칭, 주소 및 등록번호 : 登録施設の名称、住所及び登録番号)

Place of Dispatch(Port) : _____

(선적지 항구 : 出発港)

Place of Destination(Port) : _____

(도착지 항구 : 到着港)

Means of Conveyance : _____

(운송수단 : 輸送方法)

Date of Dispatch : _____

(선적일자 : 輸出年月日)

Date(Period) of Production : _____

[생산일자 (기간) : 生産年月日]

II. This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :

- The above fishery products were produced and/or processed by the establishment which Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan notified to the Republic of Korea.
[상기의 수산물은 후생노동성 에서 대한민국으로 통보한 가공시설에서 생산되었음 : 上記の水産食品は、厚生労働省より大韓民国あてに通知した施設によって生産及び/又は加工されたものである。]
- The products were produced, packed, stored and transported under supervision of Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan in compliance with the food safety criteria of the Republic of Korea.
[본 제품은 후생노동성 의 관리하에 대한민국의 식품안전에 관한 요건 충족토록 생산, 포장, 저장 및 운송되었음 : 貨物は、厚生労働省の監視下で、大韓民国の食品安全基準を遵守した管理に基づき、生産、包装、保管し、輸送された。]
- The products are classified as HS code 03 and are fit for human consumption.
[본제품은 HS코드 03류로 분류되고 식용에 적합함 : 貨物はHSコード03に分類され、人の食用に適している。]

Date of Issue(발행일자 : 発行日) : _____

Stamp(印章) :

SIGNATURE(署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Hokkaido Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY (HEALTH) CERTIFICATE (위생증명서 : 衛生証明書)

Serial No(발행번호 : 発行番号) :

I. Details identifying the fishery products (화물의 상세)

Name and Address of Consignor :

(선적자 성명 및 주소 : 輸出者の名称及び住所)

Name and Address of Consignee :

(수하인 성명 및 주소 : 輸入者の名称及び住所)

Description of Goods(HS Code) :

(제품명/HS 코드 : 製品の名称等 (HS 코드))

Weight Declared :

(신고수량 : 届出重量)

Number and Type of Packages :

(포장 개수 및 형태 : 届出数量及び包装形態)

Container No. :

(컨테이너 번호 : 컨テナ番号)

Seal No. :

(봉인번호 : シール番号)

Name, Address and Approval No. of the Establishment Approved :

(등록공장 명칭, 주소 및 등록번호 : 登録施設の名称、住所及び登録番号)

Place of Dispatch(Port) :

(선적지 항구 : 出発港)

Place of Destination(Port) :

(도착지 항구 : 到着港)

Means of Conveyance :

(운송수단 : 輸送方法)

Date of Dispatch :

(선적일자 : 輸出年月日)

Date(Period) of Production :

[생산일자 (기간) : 生産年月日]

II. This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :

- The above fishery products were produced and/or processed by the establishment which Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan notified to the Republic of Korea.
[상기의 수산물은 후생노동성 에서 대한민국으로 통보한 가공시설에서 생산되었음 : 上記の水産食品は、厚生労働省より大韓民国あてに通知した施設によって生産及び/又は加工されたものである。]
- The products were produced, packed, stored and transported under supervision of Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan in compliance with the food safety criteria of the Republic of Korea.
[본 제품은 후생노동성 의 관리하에 대한민국의 식품안전에 관한 요건 충족토록 생산, 포장, 저장 및 운송되었음 : 貨物は、厚生労働省の監視下で、大韓民国の食品安全基準を遵守した管理に基づき、生産、包装、保管し、輸送された。]
- The products are classified as HS code 03 and are fit for human consumption.
[본제품은 HS코드 03류로 분류되고 식용에 적합함 : 貨物はHSコード03に分類され、人の食用に適している。]

Date of Issue(발행일자 : 発行日) :

Stamp(印章) :

SIGNATURE(署名) :

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Tohoku Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY (HEALTH) CERTIFICATE (위생증명서 : 衛生証明書)

Serial No(발행번호 : 発行番号) : _____

I. Details identifying the fishery products (화물의 상세)

Name and Address of Consignor : _____

(선적자 성명 및 주소 : 輸出者の名称及び住所)

Name and Address of Consignee : _____

(수하인 성명 및 주소 : 輸入者の名称及び住所)

Description of Goods(HS Code) : _____

(제품명/HS 코드 : 製品の名称等 (HS 코드))

Weight Declared : _____

(신고수량 : 届出重量)

Number and Type of Packages : _____

(포장 개수 및 형태 : 届出数量及び包装形態)

Container No. : _____

(컨테이너 번호 : 컨テナ番号)

Seal No. : _____

(봉인번호 : シール番号)

Name, Address and Approval No. of the Establishment Approved : _____

(등록공장 명칭, 주소 및 등록번호 : 登録施設の名称、住所及び登録番号)

Place of Dispatch(Port) : _____

(선적지 항구 : 出発港)

Place of Destination(Port) : _____

(도착지 항구 : 到着港)

Means of Conveyance : _____

(운송수단 : 輸送方法)

Date of Dispatch : _____

(선적일자 : 輸出年月日)

Date(Period) of Production : _____

[생산일자 (기간) : 生産年月日]

II. This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :

1. The above fishery products were produced and/or processed by the establishment which Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan notified to the Republic of Korea.

[상기의 수산물은 후생노동성 에서 대한민국으로 통보한 가공시설에서 생산되었음 : 上記の水産食品は、厚生労働省より大韓民国あてに通知した施設によって生産及び／又は加工されたものである。]

2. The products were produced, packed, stored and transported under supervision of Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan in compliance with the food safety criteria of the Republic of Korea.

[본 제품은 후생노동성 의 관리하에 대한민국의 식품안전에 관한 요건 충족토록 생산, 포장, 저장 및 운송되었음 : 貨物は、厚生労働省の監視下で、大韓民国の食品安全基準を遵守した管理に基づき、生産、包装、保管し、輸送された。]

3. The products are classified as HS code 03 and are fit for human consumption.

[본제품은 HS코드 03류로 분류되고 식용에 적합함 : 貨物はHSコード03に分類され、人の食用に適している。]

Date of Issue(발행일자 : 発行日) : _____

Stamp(印章) :

SIGNATURE(署名) : _____

Food Sanitation Division

Department of Health and Welfare

Kanto-Shinetsu Regional Bureau of Health and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY (HEALTH) CERTIFICATE (위생증명서 : 衛生証明書)

Serial No(발행번호 : 発行番号) : _____

I. Details identifying the fishery products (화물의 상세)

Name and Address of Consignor : _____

(선적자 성명 및 주소 : 輸出者の名称及び住所)

Name and Address of Consignee : _____

(수하인 성명 및 주소 : 輸入者の名称及び住所)

Description of Goods(HS Code) : _____

(제품명/HS 코드 : 製品の名称等 (HS 코드))

Weight Declared : _____

(신고수량 : 届出重量)

Number and Type of Packages : _____

(포장 개수 및 형태 : 届出数量及び包装形態)

Container No. : _____

(컨테이너 번호 : 컨テナ番号)

Seal No. : _____

(봉인번호 : シール番号)

Name, Address and Approval No. of the Establishment Approved : _____

(등록공장 명칭, 주소 및 등록번호 : 登録施設の名称、住所及び登録番号)

Place of Dispatch(Port) : _____

(선적지 항구 : 出発港)

Place of Destination(Port) : _____

(도착지 항구 : 到着港)

Means of Conveyance : _____

(운송수단 : 輸送方法)

Date of Dispatch : _____

(선적일자 : 輸出年月日)

Date(Period) of Production : _____

[생산일자 (기간) : 生産年月日]

II. This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :

1. The above fishery products were produced and/or processed by the establishment which Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan notified to the Republic of Korea.

[상기의 수산물은 후생노동성 에서 대한민국으로 통보한 가공시설에서 생산되었음 : 上記の水産食品は、厚生労働省より大韓民国あてに通知した施設によって生産及び/又は加工されたものである。]

2. The products were produced, packed, stored and transported under supervision of Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan in compliance with the food safety criteria of the Republic of Korea.

[본 제품은 후생노동성 의 관리하에 대한민국의 식품안전에 관한 요건 충족토록 생산, 포장, 저장 및 운송되었음 : 貨物は、厚生労働省の監視下で、大韓民国の食品安全基準を遵守した管理に基づき、生産、包装、保管し、輸送された。]

3. The products are classified as HS code 03 and are fit for human consumption.

[본제품은 HS코드 03류로 분류되고 식용에 적합함 : 貨物はHSコード03に分類され、人の食用に適している。]

Date of Issue(발행일자 : 発行日) : _____

Stamp(印章) :

SIGNATURE(署名) : _____

Food Sanitation Division

Department of Health and Welfare

Tokai-Hokuriku Regional Bureau of Health and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY (HEALTH) CERTIFICATE (위생증명서 : 衛生証明書)

Serial No(발행번호 : 発行番号) : _____

I. Details identifying the fishery products (화물의 상세)

Name and Address of Consignor : _____

(선적자 성명 및 주소 : 輸出者の名称及び住所)

Name and Address of Consignee : _____

(수하인 성명 및 주소 : 輸入者の名称及び住所)

Description of Goods(HS Code) : _____

(제품명/HS 코드 : 製品の名称等 (HS 코드))

Weight Declared : _____

(신고수량 : 届出重量)

Number and Type of Packages : _____

(포장 개수 및 형태 : 届出数量及び包装形態)

Container No. : _____

(컨테이너 번호 : 컨テナ番号)

Seal No. : _____

(봉인번호 : シール番号)

Name, Address and Approval No. of the Establishment Approved : _____

(등록공장 명칭, 주소 및 등록번호 : 登録施設の名称、住所及び登録番号)

Place of Dispatch(Port) : _____

(선적지 항구 : 出発港)

Place of Destination(Port) : _____

(도착지 항구 : 到着港)

Means of Conveyance : _____

(운송수단 : 輸送方法)

Date of Dispatch : _____

(선적일자 : 輸出年月日)

Date(Period) of Production : _____

[생산일자 (기간) : 生産年月日]

II. This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :

- The above fishery products were produced and/or processed by the establishment which Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan notified to the Republic of Korea.
[상기의 수산물은 후생노동성 에서 대한민국으로 통보한 가공시설에서 생산되었음 : 上記の水産食品は、厚生労働省より大韓民国あてに通知した施設によって生産及び/又は加工されたものである。]
- The products were produced, packed, stored and transported under supervision of Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan in compliance with the food safety criteria of the Republic of Korea.
[본 제품은 후생노동성 의 관리하에 대한민국의 식품안전에 관한 요건 충족토록 생산, 포장, 저장 및 운송되었음 : 貨物は、厚生労働省の監視下で、大韓民国の食品安全基準を遵守した管理に基づき、生産、包装、保管し、輸送された。]
- The products are classified as HS code 03 and are fit for human consumption.
[본제품은 HS코드 03류로 분류되고 식용에 적합함 : 貨物はHSコード03に分類され、人の食用に適している。]

Date of Issue(발행일자 : 発行日) : _____

Stamp(印章) :

SIGNATURE(署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Kinki Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY (HEALTH) CERTIFICATE (위생증명서 : 衛生証明書)

Serial No(발행번호 : 発行番号) : _____

I. Details identifying the fishery products (화물의 상세)

Name and Address of Consignor : _____

(선적자 성명 및 주소 : 輸出者の名称及び住所)

Name and Address of Consignee : _____

(수하인 성명 및 주소 : 輸入者の名称及び住所)

Description of Goods(HS Code) : _____

(제품명/HS 코드 : 製品の名称等 (HS 코드))

Weight Declared : _____

(신고수량 : 届出重量)

Number and Type of Packages : _____

(포장 개수 및 형태 : 届出数量及び包装形態)

Container No. : _____

(컨테이너 번호 : 컨テナ番号)

Seal No. : _____

(봉인번호 : シール番号)

Name, Address and Approval No. of the Establishment Approved : _____

(등록공장 명칭, 주소 및 등록번호 : 登録施設の名称、住所及び登録番号)

Place of Dispatch(Port) : _____

(선적지 항구 : 出発港)

Place of Destination(Port) : _____

(도착지 항구 : 到着港)

Means of Conveyance : _____

(운송수단 : 輸送方法)

Date of Dispatch : _____

(선적일자 : 輸出年月日)

Date(Period) of Production : _____

[생산일자 (기간) : 生産年月日]

II. This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :

1. The above fishery products were produced and/or processed by the establishment which Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan notified to the Republic of Korea.

[상기의 수산물은 후생노동성 에서 대한민국으로 통보한 가공시설에서 생산되었음 : 上記の水産食品は、厚生労働省より大韓民国あてに通知した施設によって生産及び/又は加工されたものである。]

2. The products were produced, packed, stored and transported under supervision of Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan in compliance with the food safety criteria of the Republic of Korea.

[본 제품은 후생노동성 의 관리하에 대한민국의 식품안전에 관한 요건 충족토록 생산, 포장, 저장 및 운송되었음 : 貨物は、厚生労働省の監視下で、大韓民国の食品安全基準を遵守した管理に基づき、生産、包装、保管し、輸送された。]

3. The products are classified as HS code 03 and are fit for human consumption.

[본제품은 HS코드 03류로 분류되고 식용에 적합함 : 貨物はHSコード03に分類され、人の食用に適している。]

Date of Issue(발행일자 : 発行日) : _____

Stamp(印章) :

SIGNATURE(署名) : _____

Food Sanitation Division

Department of Health and Welfare

Chugoku-Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY (HEALTH) CERTIFICATE (위생증명서 : 衛生証明書)

Serial No(발행번호 : 発行番号) : _____

I. Details identifying the fishery products (화물의 상세)

Name and Address of Consignor : _____

(선적자 성명 및 주소 : 輸出者の名称及び住所)

Name and Address of Consignee : _____

(수하인 성명 및 주소 : 輸入者の名称及び住所)

Description of Goods(HS Code) : _____

(제품명/HS 코드 : 製品の名称等 (HS 코드))

Weight Declared : _____

(신고수량 : 届出重量)

Number and Type of Packages : _____

(포장 개수 및 형태 : 届出数量及び包装形態)

Container No. : _____

(컨테이너 번호 : 컨テナ番号)

Seal No. : _____

(봉인번호 : シール番号)

Name, Address and Approval No. of the Establishment Approved : _____

(등록공장 명칭, 주소 및 등록번호 : 登録施設の名称、住所及び登録番号)

Place of Dispatch(Port) : _____

(선적지 항구 : 出発港)

Place of Destination(Port) : _____

(도착지 항구 : 到着港)

Means of Conveyance : _____

(운송수단 : 輸送方法)

Date of Dispatch : _____

(선적일자 : 輸出年月日)

Date(Period) of Production : _____

[생산일자 (기간) : 生産年月日]

II. This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :

- The above fishery products were produced and/or processed by the establishment which Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan notified to the Republic of Korea.
[상기의 수산물은 후생노동성 에서 대한민국으로 통보한 가공시설에서 생산되었음 : 上記の水産食品は、厚生労働省より大韓民国あてに通知した施設によって生産及び／又は加工されたものである。]
- The products were produced, packed, stored and transported under supervision of Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan in compliance with the food safety criteria of the Republic of Korea.
[본 제품은 후생노동성 의 관리하에 대한민국의 식품안전에 관한 요건 충족토록 생산, 포장, 저장 및 운송되었음 : 貨物は、厚生労働省の監視下で、大韓民国の食品安全基準を遵守した管理に基づき、生産、包装、保管し、輸送された。]
- The products are classified as HS code 03 and are fit for human consumption.
[본제품은 HS코드 03류로 분류되고 식용에 적합함 : 貨物はHSコード03に分類され、人の食用に適している。]

Date of Issue(발행일자 : 発行日) : _____

Stamp(印章) :

SIGNATURE(署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Kyushu Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan